平成２６年（フ）第１０５号
新潟県胎内市大川町４番14号
債務者　飛鳥美由紀
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５２号
香川県木田郡三木町大字池戸2380番地
債務者　木内　文子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２３４号
大阪市港区築港１丁目13番33号　ＺＥＢＵＲＡ402号
債務者　小野　陽子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６号
東京都国分寺市日吉町４丁目９番地３ヴィラ・カミニート102
債務者　松下　久美
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７９９号
東京都江東区大島４丁目１－４－305
債務者　浜田　瑞穂
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８１４号
東京都練馬区下石神井１丁目７－３－303
債務者　伊藤　シゲ
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８２２号
東京都品川区小山２丁目17―24
債務者　石岡　泰明
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８２４号
東京都足立区綾瀬６丁目13―５―201
債務者　川田　絵美（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８７７号
東京都荒川区荒川４丁目12―11　花菱荘
債務者　八巻　達哉
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８８１号
東京都板橋区坂下２丁目10―１―306　都営坂下二丁目第２アパート１号棟
債務者　米山　絵理
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８８２号
東京都葛飾区亀有２丁目54―３―103
債務者　長倉　明夫
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９１号
東京都板橋区弥生町37―６　天城ホームＤ号
債務者　有坂　美保
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９２号
東京都江東区大島５丁目６－６
債務者　寺田　公俊
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９７号
東京都大田区東矢口３丁目28―10　武部方201
債務者　加納　優子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２８９９号
東京都練馬区大泉町３丁目33―30　メゾンＭ101
債務者　奥津　公男
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部